2⑴　保有の状況一覧について

⑴　特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに作成すること。

⑵　当月分の月次保有状況表は、当月末時点における特定商品及び施設利用権の保有状況について番号「12」の行に記載し、そこから一月ごとに遡つて、過去１年間の保有状況について記載すること。

⑶　「月末日」の欄には、「平成○年○月末」と記載すること。

⑷　A～Cの「金額」及び「数量」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

A　預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権（預託等取引契約が締結されている特定商品及び施設利用権）に係る、次のａ及びｂの事項

ａ　預託等取引業者が預託を受けている特定商品及び管理している施設利用権の契約残高

ｂ　預託等取引業者が預託を受けている特定商品及び管理している施設利用権の実地たな卸

B　預託等取引業者が保有する預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権（すなわち、預託等取引契約の対象資産となる在庫）の実地たな卸

C　預託等取引業者が保有する預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権（Ａｂ）並びに預託等取引業者が保有する預託等取引契約の対象資産となる在庫(B)の実地たな卸の合計

⑸　「時価」の欄には、特定商品及び施設利用権の時価を記載すること。なお、時価とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

⑹　ａの数量とｂの数量との間に差異が生じている場合においては、その原因（他の資産への運用又は減耗等）の別に差異の内訳を脚注すること。

2⑵　時価の算定方法等について

２⑴　保有の状況一覧の「時価」の欄の算定方法として市場価格に基づき算定した場合には当該市場の名称及び取引価格を、市場価格が観察されなかつたため合理的に算定した場合には当該算定方法を記載すること（時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、その旨及びその理由を記載すること。）。

2⑶　運用の状況一覧について

⑴　「科目」の欄には、預託を受けた特定商品及び管理する施設利用権（以下「運用元資産」という。）について、他の資産（以下「運用先資産」という。）に運用している場合（すでに他の資産に運用していた資産を、さらに別の資産に運用している場合を含む。また、当該運用した日を「運用日」という。以下同じ。）におけるそれぞれの資産の科目を記載すること。

⑵　「運用元資産」の「数量」の欄には、運用日における「運用元資産」の実地たな卸数量を記載すること。

⑶　「運用元資産」の「時価」の欄には、運用日における「運用元資産」の時価を記載し、その算定方法については、市場価格に基づき算定した場合には当該市場の名称及び取引価格を、市場価格が観察されなかつたため合理的に算定した場合には当該算定方法を脚注すること（時価を把握することが極めて困難と認められる場合にはその旨及びその理由を脚注すること。）。

⑷　「運用先資産」の「数量」の欄には、運用日及び当月末における「運用先資産」の実地たな卸数量を記載すること。

⑸　「運用先資産」の「時価」の欄には、運用日及び当月末における「運用先資産」の時価を記載し、その算定方法については、市場価格に基づき算定した場合には当該市場の名称及び取引価格を、市場価格が観察されなかつたため合理的に算定した場合には当該算定方法を脚注すること（時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、その旨及びその理由を脚注すること。）。

⑹　「運用先資産」の運用日における数量と当月末における数量との間に差異が生じている場合においては、その原因（他の資産への運用又は減耗等）の別に差異の内訳を脚注すること。

3　特定商品及び施設利用権の状況について

特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに、これらの特性に応じたリスク（固有の滅失若しくは毀損のリスク）、運用を予定している場合にはその運用方針及び管理体制等について記載することとし、運用を予定していない場合にはその旨脚注すること。なお、「特性に応じたリスク（固有の滅失若しくは毀損のリスク）」とは、例えば、特定商品が貴金属等の場合には盗難等、生物資産の場合には死亡、枯死又は腐敗等、施設利用権の場合には発行会社の経営状況の悪化等が考えられる。また、「管理体制等」には、特定商品及び施設利用権の特性に応じたリスクの減殺方法並びに保管体制等が含まれるものとする。

4　事業拠点ごとの保有の状況について

⑴　預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権並びに預託等取引契約の対象資産となる在庫の保有数（実地たな卸数量）について、事業拠点（営業所や生産又は製造施設等）ごとに「2　保有の状況」に準じて記載すること。

⑵　事業拠点の種類、名称及び所在地（市町村名まで）を脚注すること。

⑶　事業拠点が３箇所以上ある場合には、上記様式の「・・・」に追加すること。

5　預託者数について

「預託者数」には、当月末現在における預託者数を記載すること。

附　則

この府令は、平成二十五年七月一日から施行する。

○内閣府令第三十七号

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年六月三日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（昭和六十一年運輸省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式の表中「職名」を「官職」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。